

水道に関する「簡易な修繕工事登録」 の際の注意点について

市水道事業の給水区域では「伊東市水道事業給水条例第13条」で、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更（※1）を除く、給水装置の工事は「指定給水装置工事事業者」が施工することが定められています。

登録申請書にある、

業種 「4設備」

種目 「5水道管・受水槽・高架水槽」

「6水道機器・便器・浴槽」

の項目を登録する際は、上記の法令に留意し、申請していただきますようお願いいたします。

※1 給水装置の軽微な変更とは

単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）

例) ・単独水栓の
取替え・補修
・こま、パッキン
等の取替



例) ・配水管の
取替・修繕

伊東市上下水道部水道課
給水計画係 0557-32-1852
水道総務係 0557-32-1831